

# 第17期 第11回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時: 令和3年6月29日(火) 午後1時30分～午後1時53分

2 場 所: 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員 ( 7 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 5番 宮里 由美子 委員 6番 金城 朝之 委員

7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4 欠席農業委員 ( 1 名)

4番 當間 康由 委員

5 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄 委員 ・ 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員 ・ 比嘉 昇 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 上江洩 良太 主任主事: 大城 匠人

6 議事録署名委員

2番 上原 啓一 委員 ・ 3番 金城 敏満 委員

7 付議すべき案件

報告第 57 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 58 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 59 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 60 号 現況証明願について

報告第 61 号 確認願について

報告第 62 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第 63 号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第 64 号	農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第 30 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 31 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 32 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について

## 8. 会議の内容

- 議長 皆さん、こんにちは。定刻の1時30分になりましたので、第17期豊見城市農業委員会第11回総会を開会いたします。
- (午後1時30分) 開会
- 議長 本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。  
会期は、本日1日限りといたします。  
本日の出席委員は8名中7名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。  
次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第2番委員の上原啓一委員と第3番委員の金城敏満委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び上江洲主査を指名いたします  
これより報告関係に入ります。始めに、報告第57号について事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、議案書の2ページをお開きください。  
報告第57号「農地転用後利用状況の報告について」、4件ございました。内容確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
- 議長 ただいまの報告第57号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行します。
- (はいの声あり)
- 議長 次に報告第58号について、事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、議案書の4ページをお開きください。  
報告第58号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、1件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
- 議長 報告第58号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑を

お願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行します。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 59 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 6 ページをお開きください。  
報告第 59 号「転用許可に係る工事の完了報告について」、1 件ございました。  
内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。  
以上です。

議長 報告第 59 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑を  
お願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行します。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 60 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 8、9 ページをお開きください。  
報告第 60 号「現況証明願について」、10 件ございました。内容を確認の上、証  
明発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 ただいまの報告第 60 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手  
して質疑をお願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行していきます。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 61 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 11 ページをお開きください。  
報告第 61 号「確認願について」、2 件ございました。事務局長専決により願出  
書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 ただいまの報告第 61 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行します。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 62 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 13 ページをお開きください。  
報告第 62 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 では報告第 62 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行します。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 63 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 15 ページをお開きください。  
報告第 63 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 ただいまの報告第 63 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行します。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 64 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 報告第 64 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、6 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたので、報告いたします。

以上です。

議長 ただいまの報告第 64 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行していきます。

(はいの声あり)

議長 では次に議案第 30 号について審議します。農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いをしたいと思います。  
では、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 30 号について説明いたします。  
議案書の 19 ページをお開き下さい。  
議案第 30 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、11 件の申請がございました。  
整理番号 1 番につきまして、議案書の 22 ページをお開き下さい。  
申請のありました、豊見城市字伊良波 265 番、字上田 380 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われ  
れます。  
次に整理番号 2 番につきまして、議案書の 24 ページをお開き下さい。  
申請のありました、豊見城市字上田 380 番 2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われ  
れます。  
次に整理番号 3 番につきまして、議案書の 26 ページをお開き下さい。  
申請のありました、豊見城市字金良 364 番 3 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われ  
れます。  
次に整理番号 4 番につきまして、議案書の 28 ページをお開き下さい。  
申請のありました、豊見城市字保栄茂 1010 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われ  
れます。  
次に整理番号 5 番につきまして、議案書の 30 ページをお開き下さい。  
申請のありました、豊見城市字保栄茂 983 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われ  
れます。  
次に整理番号 6 番につきまして、議案書の 32 ページをお開き下さい。  
申請のありました、豊見城市字翁長 848 番 20 につきましては、農地法第 3 条

第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。  
次に整理番号7番につきまして、議案書の34ページをお開き下さい。  
申請のありました、豊見城市字翁長848番17、848番19につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。  
次に整理番号8番につきまして、議案書の36ページをお開き下さい。  
申請のありました、豊見城市字翁長848番16につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。  
次に整理番号9番につきまして、議案書の38ページをお開き下さい。  
申請のありました、豊見城市字翁長848番12、848番21につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。  
次に整理番号10番につきまして、議案書の40ページをお開き下さい。  
申請のありました、豊見城市字翁長848番2、848番10につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。  
次に整理番号11番につきまして、議案書の42ページをお開き下さい。  
申請のありました、豊見城市字翁長848番18につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。  
なお、今回の申請にあたって、新規に許可申請する農地及び、すでに耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。  
調査結果について、高安委員のほうから報告をお願いします。

高安推進委員

それでは、令和3年6月15日に行いました現地調査の結果について報告します。  
整理番号1番と2番について、申請地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。  
整理番号3番について、申請地及びすでに耕作する権利がある土地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。  
整理番号4番と5番について、申請地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。  
整理番号6番から11番について、申請地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。

議長

ありがとうございました。事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終

りました。

これより議案の審議に入ります。議案第 30 号については 1 件ずつ審議しますが、整理番号 1 番と 2 番は関連事案ですので、一括して審議をします。また 4 番と 5 番、それから 6 番から 11 番までの関連事案ですので、一括して審議します。

では初めに、整理番号 1 番と 2 番について一括して審議します。そして、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。質疑なしと認め、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 整理番号 1 番と 2 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番と 2 番については許可することに決定しました。

次に整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移ります。

(はいの声あり)

議長 整理番号 3 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番については許可することに決定します。

次に整理番号 4 番と 5 番について、一括して質疑します。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。

これで採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)



議長 整理番号 4 番と 5 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 4 番と 5 番については許可することに決定します。

次に整理番号 6 番から 11 番までを一括して審議します。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移ります。

(はいの声あり)

議長 質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 整理番号 6 番から 11 番までは、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 6 番から 11 番までは許可することに決定します。

次に議案第 31 号について、審議します。事務局より現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 44 ページをお開きください。

議案第 31 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして 49 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根西中原 146 番 2、146 番 8 転用目的は店舗。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、相当数の街区を形成している区域にある農地となっています。現場は耕起されているが、休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。議案第 31 号について、説明は以上です。

議長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思います。

議案第 31 号について農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、議案第 31 号は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に議案第 32 号について審議します。事務局より現場調査の報告と併せて、議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 51 ページをお開きください。

議案第 32 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして 56 ページをお開きください。申請のあった土地は、田頭田原 176 番 4。転用目的は車両置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、那覇空港自動車道名嘉地 I C の出入口から概ね 300 m 以内の区域にある農地です。現場は既に整地されていることから違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び、排水処理計画により特に問題ないと考えられます。議案第 32 号について、説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

議案第 32 号について農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、議案第 32 号は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

以上をもちまして、本日の提案の議事日程は全て終了いたしました。委員の皆様には提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

令和 3 年 6 月 29 日 (火)

午後 1 時 53 分終了

議事録署名委員

議長

瀬長澄子



2番委員

上原啓一



3番委員

金城敏満

